

## トゥリバー地区マリーナ施設使用条件 (重要事項)

1 トゥリバー地区マリーナ（オーナーバース）の契約は単年度（許可日～次年3月31日迄）とする。

2 マリーナへ単独で立入及び使用ができる者の定義について

- ① 使用者（宮古島市長より許可を受け、船舶検査証に名前の記載がある者）
- ② 共同所有者（船舶検査証に名前の記載がある者）
- ③ 事前に港湾課へ申請し許可を得た使用者の配偶者及び1親等の者
- ④ 事前に港湾課へ申請し許可を得た共同使用者＝クルー（使用者と雇用関係にある者）
- ⑤ 事前に港湾課へ申請し許可を得た船舶管理業者

トゥリバー地区マリーナ施設は、使用許可を受けた者が許可を受けた船舶のみ使用可能で指定された場所以外に艇を置いてはならない。

無許可の船舶については、マリーナ施設を使用できないものとする。

※但し、船舶管理業者と共同使用者（クルー）の両方を同一人物が申請することはできない。

3 マリーナ内の操船について

マリーナ内の出船時(離岸)・帰船時(着岸)は上記の①から⑤の者以外は出来ない

※但し、船舶管理業者は、あくまでも修理・メンテナンス・船の管理を行うための許可であり船のメンテナンス後テスト操船することは許可されているが、日常的に船舶管理業者が主体となって船を使用することは許可されていません。

4 スロープ・駐艇場の使用について

- 1. 海上バースのみで許可を受けている者は、陸上バースの水道及び電気設備は使用できない。
- 2. 海上バースのみで許可を受けている者は、港湾課の許可を得なければスロープを使用できない。使用後は車両・船台・船舶等を早急にマリーナから移動しなければならない。
- 3. 海上バースのみで許可を受けている者は、台風対策及び船舶の故障等いかなる場合でも港湾課の許可がなければ陸上バースを短時間であっても使用できない。

5 使用者等は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) トゥリバー地区マリーナ施設使用条件2の①～⑤以外の者のみでの離岸・着岸を行うこと。
- (2) マリーナ施設内で営利行為を行うこと。
- (3) 施設を使用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、又は転貸すること。  
(※バース売買の禁止)
- (4) 共同浮棧橋に常時着岸し続けること。
- (5) 水上バイク、サップ、シーカヤック等の使用。
- (6) マリーナ内に廃棄物及び交換した部品等、その他美観を損なう物を放置すること。
- (7) 管理者に無断で工作物を設置すること。
- (8) 危険物及び公衆衛生上有害な物質等のマリーナ施設への持ちこみ、投棄又は放置すること。
- (9) 駐艇スペース内に船以外のものを置くこと。
- (10) 港内での魚釣り、遊泳等を行うこと。
- (11) 飲酒し、又は酒気を帯びて操船すること。
- (12) 海上及び陸上ゲートから、許可を受けていない船舶・船台等をマリーナ内に導き入れること。

6 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

・施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、速やかに変更手続きを行うこと。

(2) 住所又は船名の変更について

・所有者および共同使用者の住所を変更した際は遅延なく変更を届け出ること。  
又、船名を変更する場合は船舶検査証等の変更手続きを行った後使用許可の変更届を提出すること。ただし、所有者の氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）の変更は新規の許可申請となる。

(3) 使用許可の更新について

・許可の期間は許可日～次年3月31日迄(単年度許可)であるため、継続する場合は、年度ごとに使用許可の申請が必要。今回の提出書類と同様の添付書類が必要。何らかの理由により手続きが遅延する場合は早急に港湾課へ連絡すること。

7 マリーナ内における作業について

マリーナ内で行う船体及び船台等の整備作業については、作業に伴って発生する粉塵・スラグ・塗料等の飛散を防止する対策を講じ、マリーナ内設備及び他社の財産に飛散や破損が生じた場合は早急に原状回復を行うこと。  
作業前には港湾課に許可を受けなければこれらを行う事は違反行為である事を理解しました。

8 使用者等は、マリーナ施設の使用により第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争が生じた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償し、又は紛争の解決をしなければならない。

9 マリーナの管理者（宮古島市）は、艇の衝突、接触等の事故又は火災、地震、津波、台風、暴風雨、その他不可抗力の災害による艇の破損又は盗難等の損害についてはその責任を負わない。

10 使用者等は、台風、暴風雨その他災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、速やかに艇の係留場所又は駐艇場の状況等を点検し艇の安全を図り、かつほかの艇に被害を及ぼさないように十分な措置を講じなければならない。

11 使用者等は海上衝突予防法、船舶法、船舶職員法、その他関係法令ならびに宮古島市港湾施設管理条例、同条例施行規則、トゥリバー地区マリーナ施設使用条件及び誓約書の内容を遵守しなければならない。

12 使用者等は、マリーナ施設の使用について管理者が指示を与えたときは、速やかにその指示に従わなければならない。

使用者等が次の各号のひとつに該当する場合には、管理者（宮古島市は）使用許可を取り消し、又は原状回復を命ずることがある。当該処分により使用者等にいかなる損害が生じても管理者はその補償を行わない。

- (1) 管理者の指示に従わなかった場合。
- (2) 公序良俗に反する行為があった場合。
- (3) 施設を破損し又は滅失する恐れがあると認められた場合。
- (4) 施設使用条件、若しくは誓約書に違反した場合。
- (5) その他、管理上支障がある場合。



# Q&A

## 船舶管理業者とは？ →前年度の共同管理者が名称変更されたもの

遠方の方で申込みを行う場合は、本市に住所を有し現に居住している方を船舶管理業者として登録し、平常時・台風時等における管理を行わせなければならない。使用者が島内にいる場合は申請できない。

## 共同使用者（クルー）とは？

許可申請書を提出し、宮古島市長より許可を受けている「使用者」と雇用関係にある者。  
クルーとして許可を受けるには別紙「共同使用者登録申請書」による申請が必要。  
使用者が個人・法人に関わらず、クルーは使用者と雇用関係にあることが条件である。  
申請の際は「共同使用者登録申請書」と併せて「雇用保険被保険者証の写し」を提出する必要がある。

## 備考（クルーについて）

近年中にマリーナ駐艇場を拡張するにあたって、カードキー式の電子錠が設置された際にカードキーを使用することが出来る者という主旨。  
バースの又貸しを防止するため、共同使用者（クルー）は使用者と雇用関係にあることが条件となっている。そのため「雇用保険被保険者証の写し」を提出する必要がある。

## なぜ船舶管理業者と共同使用者（クルー）の両方を同一人物が申請できないのか

共同使用者（クルー）は船舶所有者と雇用関係にあり、日常的に船舶の整備・管理も行っている事が予想される。船舶管理業者は、所有者の住所が宮古島になく平常時・台風時等における管理を行わせることが主旨であるため、二つを合わせて申請することに矛盾が生じるため。